

令和6年度 第1回大田区障がい者差別解消支援地域協議会（議事録要旨）

日 時：令和6年8月8日（木） 13時30分から15時00分まで

出席者：赤羽委員、阿出川委員、安齋委員、石渡委員、大島委員、小川委員、川崎委員、
閑製委員、杉山委員、鈴木委員、染谷委員、竹内（博美）委員、
竹内（千代江）委員、田中委員、中原委員、名川委員、野溝委員、橋本委員、
眞壁委員、宮澤委員、宮田委員、八代委員（書面参加者を含む 五十音順）

1 開会

- (1) 福祉部長 挨拶
- (2) 委員の委嘱及び紹介
- (3) 会長・副会長選出
中原委員から石渡委員を会長として推薦し一同了承
石渡会長から大島委員を副会長として推薦し一同了承
- (4) 事務連絡（配布資料等確認）

2 議題

- (1) 大田区に寄せられた相談について（令和5年度分）
資料3 障害者差別解消法に係る相談内容一覧（令和5年度分）について、
事務局から説明

川崎委員：

資料3のNo.8の相談について、精神障がいのある方は、長い時間仕事をするのは非常に辛いことである。実際に作業場などでも2時間おきに休憩を取るようになっている。雇用の現場でも、こまめな休憩や、過度にならない時間帯での勤務など合理的配慮がなされるとよい。雇用主と相談者の意見があまり合致しなかったということで、相談者がどういう考えでいたのかが分かれば教えていただきたい。

社会保険の加入に関しては、必要条件があると思うが、本人は納得したのか。

また、合理的配慮の周知について、令和6年4月1日から事業所の合理的配慮の提供が義務化されたこともあり、パンフレットの送付だけでなく分かりやすい周知をしていただきたいと思う。

障害福祉課長：

区では、「あなたに身近な障害者差別解消法」のパンフレット等を活用し、理解啓発に取り組んでいる。パンフレットには、合理的配慮の方法というのとは一つではなく、その状況によって、できることとできないこと、また代わりになる方法を見つけることが大切であると記載している。合わせて、話し合いをしながら、双方が歩み寄りお

互いを理解することが大切である。

No.8の相談について、障害福祉課としては事業者と相談者の間に入り、それぞれの意見や主張を伝え合いながら双方がきちんと納得できるよう補助をしたところである。社会保険の関係については、委員から情報提供をいただければと思う。

竹内（博美）委員：

No.8の相談に関連して、雇用の分野の合理的配慮の相談は、私どもハローワークが主管となって相談を受けるケースである。ハローワークにも同様のケースの相談があった。こちらのケースでは、相談者から詳しくお話をうかがった後、管轄のハローワークの雇用指導官から企業側の言い分も聴取したが、話しが平行線であった。

また、社会保険の加入に関しては、短時間勤務になってしまったため社会保険の加入条件を満たさなくなってしまった。ご本人は納得いかず、会社に相談をして、申立てをしているところである。勤務時間についても話しは平行線で折り合いはついておらず、現状維持の状況だと思う。

川崎委員：

この問題は平行線であり、なかなか解決できない問題で、企業側も合理的配慮に努めてくれているが、相談者がどこで折り合いをつけてくれるかだと思う。精神障がい者の雇用に関しては、まだまだ難しいということを実感した。

名川委員：

資料3のNo.7の相談について、学校側からの聞き取りにあたって、言った覚えがない、事実がないということだけではなく、相談者の話しをもう少し詳しくうかがって、どういうやり取りがあったのかを確認することが大切だと思う。お互い気をつけましょう、で終わってよかったのか。

竹内（千代江）委員：

No.7の相談について、当事者として意見を言いたい。私も実際に小中高とも普通校に通ったが、先生方は聞こえない人はどの程度聞こえないのかが分かっていなかった。本当に聞こえない子であれば、ろう学校に通う。相談者は普通校に行ったと思われるが、補聴器をつければ聞こえるということではない。私も補聴器を使うが、音の情報をすべて聞き取ることは無理である。先生方も補聴器についてとか、ろう者についての理解がまだまだ足りていないのではないかと思う。学校側で、ろう者についてや、どう対応したらいいのかなどの理解を深めていただきたいと思う。

障害福祉課長：

相談者の通っている学校に確認をしたところ、入学時からすでに聴覚障がいがあるということを知っており、色々配慮をしていたとのことだった。しかし竹内委員からご意見のあったとおり、先生の理解が足りていなかったかもしれない。障がいの特

性や障がいの程度を理解することは非常に大切だと改めて感じた。

名川委員：

行政の対応として、学校の先生の理解が不十分で、きちんと対応してくださいとお願いするのは当然かと思う。この場合、相談者の話しをきちんとうかがい、具体的な内容を障がいの理解とは別の観点からも確認する必要があると思う。事実関係自体が違っていることもあり得るし、さらには、相談者がきちんと自分の話しを聞いてもらえていない感覚で終わる可能性もあると思う。

障害福祉課長：

相談者の立場などは関係なく、きちんと理解につなげるために、相談内容を詳細に把握する必要を改めて感じた。

竹内（千代江）委員：

高校・大学になると、コミュニケーションなどでなにが困っているのか、先生が生徒全員に十分目を配ることは難しいと思う。そのため先生が一人でサポート するのではなく、ほかの生徒も含めて合理的な配慮の提供をすとか、生徒が困ったときの支援を考えたらいいと思う。

また、聴覚に障がいのある生徒のことを皆にきちんと説明をして、どういう 支援ができるのか、どのような支援が必要なのかを話し合うのがいいと思う。今は、ろうの学生も普通校に通う人が増えている。周りの方がきちんと理解して、合理的配慮を提供していくことが重要だと思う。

阿出川委員：

私はろう学校で9年ほど勤務の経験がある。ろう学校では、筆談や、補聴器以外の聴覚への支援など色々ある。今は、さらに進んだものがあると思う。大学や専修学校などの健常の方と一緒に学んでいるところに、個別に提供できる道具や、利用できるものを情報提供できると、学校も助かると思う。

石渡会長：

No.9の相談について、対応した職員が恐怖を感じたというのがあるが、これは職員の方を責めるわけにはいかないと思う。職員はそれなりに経験のある方だと思うが、聞こえない方と接点を持つことはあまりないと思う。接することで、理解が深まっていくという話しを、医療機関からもよく聞く。このような事例をなくすためにも、学生の頃から、障がいがある方と接点を持てるような機会が増えるといいなと思った。

宮田委員：

No.6の相談について、駅前の駐輪場に車椅子を置いた後は歩いていくのか、どの程度の歩行障がいなのかが疑問である。また、事業所や、障害福祉課の対応について、

確かに車椅子の一時預かりが可能になれば、バギーやベビーカーも可能になるというのは分かったが、この方がどこまで困っているのか教えていただきたい。

障害福祉課長：

資料に記載以上の情報は聞き取りができなかったので、把握できていない。

宮田委員：

車椅子の必要性がどこまであるのか気になった。テーマパークなどには、車椅子のレンタルや置き場があり、ベビーカーを置いて移動ができたりもする。そのように預かってくれるような場所が近場にあり、そこまで歩けるような方であれば利用できると思うので、何か提案ができるといいなと思う。

石渡会長：

このご相談の場合に、そこに置けるかどうかだけではなくて、その困り事に対してどういうふうに地域が変わっていけばいいのかという発想もしていけるといいなと感じた。

橋本委員：

車椅子を駐輪場に置くことができれば、この方の生活の範囲がとても広がるとか、何か必要だということがあれば、詳細にお話を聞いてもよかったのではと感じた。

また、対応について、対応しようと思えばベビーカーとかバギーと一緒ににはならないと思ったので、ここの懸念というのは違うのではと感じた。

杉山委員：

No.7の相談について、自分も介護職をやっているもので、言葉遣いとか気をつけるように指導されている。以前、似たようなケースで、ボイスレコーダーで録音し、証拠として証明したニュースがあった。このような場合、対応が変わってくるのかを知りたい。

また、手話で暴言を吐かれた場合は、同じ答えになるのかを知りたい。

障害福祉課長：

その人の人格などを否定する言動は全くよくないことなので、そのことが確認できれば、きちんとした指導をしていく必要があると思う。

手話で暴言に関しては、ボイスレコーダーでは分からないが、手話も言語なので、録画などで事実が確認できれば、きちんと対応することが必要だと思う。

杉山委員：

録画をされている最中に言うことは、なかなかないと思う。先ほどのニュースの件も、ボイスレコーダーをかばんに隠して録音していたから、職員の悪口が分かったよ

うなので、手話の場合だと難しい。学校にカメラがついていれば、また話しは違うと思うが。

竹内（千代江）委員：

聞こえない人が目で見てその判断するだけでは駄目だと思う。聞こえる方はボイスレコーダーを使えると思うが、発語を録るのは難しい。

名川委員：

No.7の相談について、直接つながっているわけではないが、こども基本法における意見表明等支援員も最近出てきている。理由として、立場の弱いこどもの立場に立って話しをきちんと聞けるということが必要であるからと理解している。まずは相談者の立場を理解しきちんと確認するのがよいと思う。

No.6番の相談について、これ駐輪場の管理者に直接話しがあったのを区までつながったのか。先ほどの話しの中に、十分に話しを聞いていないというのがあったが、クレームがあったことだけの報告で終わるのは仕方がないのかなと思う。しかし、ほかにも同様のニーズがまちの中にはあるかもしれないので、まちづくりの観点でも、重要になるかもしれないと思う。

大島委員：

No.6の相談に関して、この差別解消はマイナスをゼロにすることだと思っている。しかし行政では、合理的配慮の不提供に当たらないからセーフというマイナスをゼロにするのではなく、プラスにすることを考えて対応していただきたいと思う。

No.7の相談について、相談概要の「聴覚障がい者だから甘えている」という内容だけ見ると、表現として問題あると思う。ただ、相談者がずっと授業を止めるようなことをしていたので、そのような発言になったのかもしれない。そうなった場合、内容は問題ないが、表現に問題があるという話しになると思う。また、「耳が悪いことに対して何とかしなさい」という発言は、文脈によって意味は異なると思う。問題のある発言だけでヒアリングを行ってしまうと、先生はその発言があまりよくないことは分かっているので、言っていないとなってしまう。経緯を含めて、詳細な内容を相談者から聞き取った上で、先生にヒアリングする必要があると思う。

竹内（千代江）委員：

No.9に関して、この状況は今も続いているか。

障害福祉課長：

現状では、続いてない。

※会議時間の関係で次第の議題（3）から説明

(2) 合理的配慮などの取組について

さわやか信用金庫 小川委員から説明。

金融機関の立場から、今取り組んでいる部分について簡単にご説明させていただく。
来店していただくお客様は、健常者の方も含め、金融機関に行くことは非常に緊張すると思う。健常者の方でも自分の意思を伝えたり、手続きを進めることが大変なケースもある。ハンデを背負っている方にとっては、なおさら大変なことであろうと思う。さわやか信用金庫では、いろんな補助具などを取りそろえている。たとえば、筆談器や簡易の助聴器、音声が増幅できるクリアボイス機、コミュニケーションボード、杖をお持ちの方ですと、杖ホルダーなどを設置している。そういったものを現場で使わせていただきながら、お客様となるべくコミュニケーションを取れるようにしている。中には、声の大きい方、逆に聞こえづらい方は、補助具では足りないケースもある。そのためケースによっては、隣の部屋に移って緊張を解いて気持ちを伝えられる環境づくりや、職員もその配慮に応えられるような取組といったものを続けている。現場も人が少ないと十分にケアができてないところもあるが、そういった思いをみんなが共有してやっていく姿勢は大事かと思っているので引き続き継続してやっていきたいと思っている。

閑製委員：

小川委員の話しを聞いて、相手の立場に立っていろいろ考えていらっしゃるし、そういう気持ちを持って対応していただけることが、とてもありがたいと思う。

金融機関や行政機関に行く場合、慣れないところだと緊張してしまう。相談内容No. 9に関連して、周りがざわざわするのは知的障がいの方も苦手なところもある。聴覚の方が聞こえづらいというのは本当につらいと思う。地域庁舎は個室になっている相談室があったと思うので、そういうところに案内していただくのもひとつだと思う。小川委員のご説明では、部屋を変えることもやっていただいているとのことで、ありがたいと思う。

相談内容No. 8は精神障がいの方の相談だが、知的障がいのある方が仕事を続けていく上でも同様なことがあるなと思った。パニックになることもあるし、自分の感情をうまく伝えられない方が、わっとなってしまうこともある。また、集中を続けることも難しい。しかし働けるうちは働くことがモチベーションであったり、生きることの糧にもなるので、うまく解決していただければと思った。

(3) 令和5年度障害者差別解消法に係る区の取組について及び改正障害者差別解消法の周知について

資料4 障害者差別解消法に係る区の主な取組について（令和5年度）・ 資料5 改正障害者差別解消法の周知について（令和6年度）について、事務局から説明

石渡会長：

こどもたちへのアプローチなど、色々なことを行政がやってくださっていると感じた。障害者差別解消法が改正され、事業所への合理的配慮が義務化したことについても、色々と周知を考えてくれているのが確認できた。

3 その他

全体を通しての意見

大島委員：

差別相談があった際、区として事実確認は最低限しないといけないことだと思うが、No.7の相談を例にとると、差別的発言があったから、何なのかという話しになってくる。生徒は、差別を受けなくて普通に授業を受けたいということだと思うので、そこまでを含めて指導をしていくことが大事だと思う。やったことが違法なのか、合理的配慮の不提供に当たるのかといったところではなく、相談者が何を望んでいるのか、どういった環境にすべきなのかという話しをしていくことが大事だと思う。

また、今日この場で話しをするだけでも聴覚障がい者はこういう感覚でものを考えているとか、色々なことが分かるし、理解啓発のための周知は本当に大事だと思っている。周知はこのまま続けてもらいたい。

4 閉会